

電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令要綱

第一 電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の規定の整理を行うこと。（本則関係）

第二 この政令の施行期日について定めること。（附則関係）